

TOPICS 01

国民健康保険税と後期高齢者医療保険料のおしらせ

1 令和6年度の国民健康保険税

1年間の国民健康保険税は、①医療給付費分②後期高齢者支援金分③介護納付金分を合計した金額です。国の税制改正により、②後期高齢者支援金分の課税限度額が、220,000円から240,000円に引き上げられます。詳しくは、市ホームページをご覧ください。



	課税対象	①医療給付費分	②後期高齢者支援金分	③介護納付金分
(a) 所得割	令和5年中の所得の課税対象額	8.48%	3.15%	4.07%
(b) 均等割	被保険者一人あたり	21,600円	8,000円	13,700円
(c) 平等割	1世帯あたり	23,700円	8,800円	11,100円
課税限度額 (増減)	①から③それぞれで (a)、(b)、(c)の合計金額の課税上限額	650,000円	240,000円 (+20,000円)	170,000円

2 令和6年度の後期高齢者医療保険料

令和6年度の保険料算定のもととなる新しい保険料率が決まりました。保険料率は2年ごとに見直しをすることとされており、令和6年度・令和7年度の保険料が引き上げられることになりました。納めていただく保険料は、公費や現役世代からの支援金とあわせて、後期高齢者医療制度運営のための大切な財源となります。被保険者の皆様にはご負担をおかけしますが、ご理解をお願いします。

●保険料の 計算方法 (増減)	均等割額 ^{※1}	+	所得割額	=	年間保険料
	46,800円 (+2,400円)		基礎控除後の所得 ^{※2} ×9.90% (+1.10%)		(100円未満は切り捨て) 賦課限度額：80万円 (+14万円)

※1 世帯の所得が低い方などには軽減措置（2割・5割・7割）があります。

※2 基礎控除後の所得とは、前年の総所得金額などから基礎控除額（43万円）を差し引いた額です。

令和6年度は、後期高齢者医療保険料の改定による負担の増加を抑えるため、下記の特例措置が講じられます。

- 基礎控除後の所得が58万円を超えない方は、所得割額が9.20%となります。
- 令和5年度までに75歳到達（昭和24年3月31日以前に生まれた方）、または障害認定により加入した方は、賦課限度額が73万円となります。

●加入日の前日まで社会保険の被扶養者であった方の軽減

後期高齢者医療制度へ加入する前日まで、ご家族の社会保険（会社の健康保険や共済組合など）の被扶養者であった方は、所得割額の負担が免除され、加入してから2年間は均等割額が5割軽減されます。ただし、世帯の所得が低い場合は、均等割額の軽減（7割）が適用されます。

●交通事故などにあつたときは

交通事故や暴力など、第三者（自分以外の人）の行為によって負傷し、被保険者証を使って治療を受けるときは、必ず平川市へ届出してください。また、自損事故や、業務中の事故で労災が適用されない場合も届出が必要です。届出がないと被保険者証を使えないことがあります。

3 納付回数が8回に変わります

国民健康保険税と後期高齢者医療保険料の普通徴収の納期は、これまで7月から1月までの7期でしたが、より納めやすくするため、2月までの8期に変更されます。特別徴収（年金からの天引き）の納期については、これまでどおりです。

[問合せ]

- 国民健康保険税について
税務課 国保係 ☎55-5328
- 後期高齢者医療保険料について
青森県後期高齢者医療広域連合
☎017-721-3821

TOPICS 02

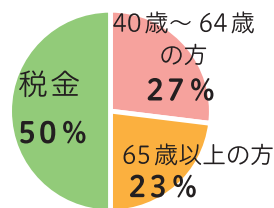
介護保険料が変わります

65歳以上の方の介護保険料は、3年ごとに見直しを行う介護保険事業計画により決定します。市では、令和6年3月に第9期平川市介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画を策定し、令和6年度から令和8年度までの3年間で必要と見込んだ介護サービスの費用に応じて、介護保険料を見直しました。

令和6年度からの介護保険料基準額は、要介護（要支援）認定者数の増加によりサービス利用者が増えることなどから、昨年度より300円増額の月額7,100円となりました。

1 介護サービス費の負担割合

介護サービスに要する費用のうち、50%を介護保険料で負担、残りの50%を税金で負担することになっています。介護保険料分50%のうち、65歳以上の方が負担する介護保険料は、23%となっています。



2 保険料の徴収方法

原則として特別徴収（年金からの天引き）により納めます。特別徴収ができない場合は普通徴収（納付書、口座振替）により納めます。普通徴収納期は、これまで7月から1月までの7期でしたが、より納めやすくするため、2月までの8期に変更されます。

3 保険料段階の変更

介護保険料は、所得に応じた負担となるよう、所得段階別の保険料を設定しています。国の令和6年度介護保険制度改正に伴い、保険料段階を9段階から13段階に変更します。

所得段階	対象となる方	割合	見直し前の 年額保険料 (月額保険料)	見直し後の 年額保険料 (月額保険料)
第1段階	生活保護受給者などで、世帯全員が住民税非課税で本人の前年の年金収入等の額が80万円以下の方	基準額 ×0.285	24,480円 (2,040円)	24,282円 (2,023円)
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の年金収入等の額が80万円を超え120万円以下の方	基準額 ×0.485	40,800円 (3,400円)	41,322円 (3,443円)
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の年金収入等の額が120万円を超える方	基準額 ×0.685	57,120円 (4,760円)	58,362円 (4,863円)
第4段階	世帯に住民税課税者がいるが、本人は住民税非課税で前年の年金収入等の額が80万円以下の方	基準額 ×0.9	73,440円 (6,120円)	76,680円 (6,390円)
第5段階 (基準額)	世帯に住民税課税者がいるが、本人は住民税非課税で前年の年金収入等の額が80万円を超える方	基準額 ×1.0	81,600円 (6,800円)	85,200円 (7,100円)
第6段階	本人が住民税課税で、合計所得金額120万円未満の方	基準額 ×1.2	97,920円 (8,160円)	102,240円 (8,520円)
第7段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	基準額 ×1.3	106,080円 (8,840円)	110,760円 (9,230円)
第8段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	基準額 ×1.5	122,400円 (10,200円)	127,800円 (10,650円)
第9段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	基準額 ×1.7	138,720円 (11,560円)	144,840円 (12,070円)
第10段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	基準額 ×1.9		161,880円 (13,490円)
第11段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	基準額 ×2.1		178,920円 (14,910円)
第12段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	基準額 ×2.3		195,960円 (16,330円)
第13段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上の方	基準額 ×2.4		204,480円 (17,040円)

*年金収入等の額：公的年金収入金額+合計所得金額（年金所得額を除く） *月額額は、年額保険料を12で除した額（少数点以下切り捨て）

*第1～第3段階の介護保険料については、国、県や市の税金により、保険料の軽減が図られています。

【問合せ】 高齢介護課 介護保険係 ☎55-5862

TOPICS 03

脳ドックの検査費用の一部を助成します

平川市国民健康保険に加入している方の脳および脳血管疾患の早期発見と予防を目的として、脳ドックの検査費用の一部を助成します。

●対象者

脳ドックの検査実施日において平川市国保加入者（国保税に未納のない方）で、満30歳～満69歳の方。

※ペースメーカーや体内金属がある方、妊娠中の方などは受診できません。

●検査内容

頭部MRI、頸部血管超音波検査または頸部MRA検査、血圧測定、腹囲測定、血液学的検査、生化学的検査、尿検査

●実施医療機関

- ①黒石市国民健康保険黒石病院
- ②弘前脳卒中・リハビリテーションセンター
(☎28-8220)
- ③弘前脳神経外科クリニック (☎88-5212)
- ④木村脳神経クリニック (☎31-3117)

●自己負担

7,000円

(検査実施日当日に医療機関にお支払いください)

●受付開始 6月17日(月)～



※詳細は、市ホームページをご確認ください。

●実施期間

① 7月8日～令和7年3月25日

②～④ 7月16日～令和7年3月31日

※いずれも土日祝を除く。医療機関の都合により実施できない日がありますので、申込時に確認ください。

●申込み方法

- ① 市税務課国保係へ電話または窓口で予約
- ②～④ 各医療機関に直接予約

●募集人数 120人

※医療機関により検査できる人数が変わります。定員に達した場合、実施期間中でも受付を終了する場合があります。

●その他

※検査実施日に平川市国民健康保険の資格がないことが分かった場合、市で負担した検査費用を返還していただきます。

※検査結果が医療機関から市へ送付されることに同意の上お申し込みください。また、その後の受診状況によっては、市の保健師から連絡する場合があります。

[問合せ・申込み] 税務課 国保係 ☎55-5328

TOPICS 04

平川市長寿福祉大会を開催します

敬老の日に「平川市長寿福祉大会」を開催し、金婚夫婦と卒寿者の方々をお祝いします。式典のほか、アトラクションやベジチェックなどの健康測定会ブースもありますので、一般の方もどうぞご参加ください。

長寿福祉大会

日時 9月16日(月・祝) 13:00～

場所 文化センター

- 金婚夫婦は申出のあった方を対象としています。
- 卒寿者（昭和9年4月1日から昭和10年3月31日までに生まれた方）には個別にご案内をお送りします。
- 金婚夫婦と卒寿者の方に対しては、大会への出欠に関わらず、顕彰状と記念品を贈呈します。

金婚長寿祈願祭

日時 9月16日(月・祝) 11:00～

場所 文化センター

●金婚夫婦の受付について

対象

- ①昭和49年4月1日から昭和50年3月31日までの期間に婚姻届を提出した方
- ②昭和49年3月31日以前に婚姻届を提出した方で、市町村の金婚夫婦の顕彰を受けたことがない方

申出

下記連絡先に電話にてお申し出ください。

締切 8月2日(金)

[問合せ・申出] 福祉課 福祉総務係 ☎55-5378

TOPICS 05

ひとり親家庭などの就業支援講習会

あなたの「やってみたい」を
応援します！

ひとり親家庭の親または子、寡婦の就業を支援するため、次のとおり講習会が開催されます。

1 パソコン講習会（個別指導）

- ▶ 内容 全34時間（講習30時間・セミナーなど4時間程度）
 - ①パソコン講習（ワード、エクセル、パワーポイント他）
 - ②就活応援セミナー
 - ③支援制度セミナー・ひとり親家庭生活支援懇話会
- ▶ 期間 8月28日（水）～11月20日（水）
- ▶ 時間 18：30～20：30 ※左記の時間内で各受講生とスクールとの調整により決定。
- ▶ 会場 S.K.K.リカレントスクール（弘前市）
- ▶ 定員 10人

2 介護職員初任者研修

- ▶ 内容
 - ①介護職員初任者研修
 - ②支援制度セミナー・ひとり親家庭生活支援懇話会
 - ▶ 期間 8月28日（水）～12月11日（水）までの毎週水曜日
 - ▶ 時間 10：15～17：20
 - ▶ 会場 ニチイ学館弘前教室
 - ▶ 定員 6人
- ※②は、11月20日（水）18：50～20：30、S.K.K.リカレントスクールで開催予定です。

3 簿記講習会

- ▶ 内容 全64時間（32回）
 - ①簿記講習（60時間）
 - ②就活応援セミナー
 - ③支援制度セミナー・ひとり親家庭生活支援懇話会
- ▶ 期間 10月9日（水）～令和7年2月19日（水）までの週2回
- ▶ 時間 18：30～20：30
- ▶ 会場 S.K.K.リカレントスクール
- ▶ 定員 10人

4 調理師試験準備講習会

- ▶ 内容 令和6年度調理師試験の受験準備のための講習会
- ▶ 期間 9月30日（月）、10月1日（火）
- ▶ 時間 9：30～16：30
- ▶ 会場 弘前市民会館2F中会議室
- ▶ 定員 4人

- 募集期間 7月8日（月）～8月9日（金）
 - 受講料 無料（教材費、各種試験などの受験料は本人負担）
- ※受講を途中で取りやめる場合、受講料は本人負担となる場合があります。
- 対象 1～3 ひとり親家庭の親または子、寡婦

- 4 ひとり親家庭の親または子、寡婦で令和6年度調理師試験の受験申請をされた方
 - 申込方法 所定の申込書にてお申し込みください。
- ※写真添付（4×3cm）が必要です。申込書は子育て健康課子ども支援係の窓口にあります。
- ※**受講にあたり託児が必要な場合はご相談ください。**

[問合せ・申込み]

子育て健康課 子ども支援係 ☎55-5832、（公財）青森県母子寡婦福祉連合会 ☎017-735-4152

TOPICS 06

令和6年度平川市「二十歳の成人式」の実行委員を募集します

令和7年1月12日（日）に開催予定の「二十歳の成人式」で企画・運営などに携わる実行委員のメンバーを募集します。自分たちの手で、一生に一度の式典を演出してみませんか？

● 対象者

平成16年4月2日～平成17年4月1日生まれの方
※原則として、市内の中学校を卒業または市内在住の方で、打合せに参加できる方に限ります。

● 打合せ日程

9月頃から計4回程度、平日の19：00から文化センターで実施予定です。

● 申込期限 8月10日（土）

● 活動内容

- ①打合せへの参加（内容の企画・検討など）
- ②前日の会場設営や事前準備
- ③式典の運営（司会・誓いのことば・参加者の受付など）

※詳細は、市ホームページ
をご確認ください。

[問合せ・申込み] 生涯学習課 社会教育係 ☎44-1221

TOPICS 07

住宅の耐震診断や耐震住宅へのリフォーム・建替えを支援します

住宅の地震に対する安全性の向上を図ることを目的として、「平川市木造住宅耐震診断支援事業」と「平川市木造住宅耐震リフォーム促進支援事業」を実施しています。

地震に強い建物かどうか診断できます！
平川市木造住宅耐震診断支援事業

募集
件数 3件
(先着順)

申込
期限 11月29日(金)

- 診断費用** 自己負担額1万1,000円
※診断費用総額14万7,000円のうち13万6,000円は市が負担します。
- ※対象住宅の延べ面積が200㎡を超える場合は自己負担額が割増しになります。

- 対象者** 市内に対象住宅を所有している方、またはその親族
- 対象住宅** 昭和56年5月以前に建てられた市内にある木造一戸建て住宅

- 必要書類**
 - ①申込書
 - ②本人確認ができる書類（運転免許証など）
 - ③建築時期が確認できる書類（建築確認通知書など）
 - ④住宅の概要がわかる図面（案内図、配置図、平面図など）
 - ⑤2面以上の外観写真
 - ⑥対象住宅の所有者が確認できる書類（固定資産税納税通知書、登記簿謄本など）
 - ⑦市税の納税証明書など

※詳細は、市ホームページをご確認ください。



耐震住宅へのリフォーム・建替えを支援します！
平川市木造住宅耐震リフォーム促進支援事業

募集
件数 2件
(先着順)

申込
期限 10月31日(木)

- 補助金額** 建替え工事または耐震改修工事の耐震化にかかる費用の23%相当額で最大100万4,000円
- 対象者** 市内に対象住宅を所有している方、またはその親族で工事の完了後に住む方
- 対象住宅** 昭和56年5月以前に建てられた市内にある木造一戸建て住宅で、耐震診断により評点が1.0未満と診断されたもの
- 対象工事** 既存住宅と同じ敷地内で行う建替え工事または耐震化のために補強を行う耐震改修工事

- 必要書類**
 - ①申込書
 - ②本人確認ができる書類（運転免許証など）
 - ③建築時期が確認できる書類（建築確認通知書など）
 - ④耐震診断結果報告書の写し
 - ⑤工事見積書（耐震化にかかる費用がわかるもの）
 - ⑥工事概要がわかる図面（案内図、配置図、平面図など）
 - ⑦青森県木造住宅耐震補強シート（耐震改修工事の場合）
 - ⑧対象住宅の所有者が確認できる書類（固定資産税納税通知書、登記簿謄本など）
 - ⑨市税の納税証明書など

※詳細は、市ホームページをご確認ください。



[問合せ・申込み] 建築住宅課 建築営繕係 ☎55-7437

TOPICS 08

ブロック塀などの耐震改修で最大24万円を支援します

ブロック塀などの地震に対する安全性の向上を図るために、「平川市ブロック塀等耐震改修促進支援事業」を実施しています。

募集
件数 3件
(先着順)

申込
期限 11月29日(金)

- 補助金額** 最大24万円
- 対象者** 市内に対象となるブロック塀などを所有している方、またはその親族
- 対象となるブロック塀** 緊急輸送道路、避難路に面しているブロック塀で、耐震診断の結果、不適合の項目があったもの
- 対象工事** 市内にあるブロック塀などの耐震改修工事または除却工事

- 必要書類**
 - ①申込書
 - ②誓約書兼同意書
 - ③本人確認ができる書類（運転免許証など）
 - ④工事見積書（耐震改修にかかる費用がわかるもの）
 - ⑤工事概要がわかる図面（案内図、配置図、立面図など）
 - ⑥耐震改修計画（耐震改修工事の場合）
 - ⑦土地の所有者が確認できる書類（固定資産税納税通知書、登記簿謄本など）
 - ⑧市税の納税証明書など

※詳細は、市ホームページをご確認ください。



[問合せ・申込み] 建築住宅課 建築営繕係 ☎55-7437